

日本の原発監視体制と国際比較

はじめに

東京電力福島第一原発事故（2011年）の教訓を受け、日本では原子力発電所の安全監視体制が抜本的に見直されました。その中心となったのが、**原子力規制委員会（Nuclear Regulation Authority, NRA）**の新設です。従来、経済産業省や原子力安全委員会など複数の組織に分散していた規制機能を統合し、強い独立性と権限をもつ監視機関として2012年に設置されたのがNRAです¹²。本稿では、NRAの設置背景、法的権限、実効性、住民との関係、そして再稼働審査制度の厳格さを詳しく分析します。また、**米国・フランス・ドイツ・韓国**など原発先進国と比較し、日本の監視体制が国際水準でどの程度の独立性・透明性・第三者性・市民参加・政治的中立性を備えているかを論じます。とりわけ、制度が**形骸化（形式だけで実効が伴わない）**していないかについても検討します。

日本：原子力規制委員会（NRA）による監視体制

設置の背景と法的権限

福島事故当時、安全規制を担っていた原子力安全・保安院（経産省所管）や原子力安全委員会（内閣府所管）は、原子力推進官庁から独立しておらず「規制の独立性が低かったことが事故の遠因だった」³と強く批判されました。そこで事故翌年の2012年、政府案を修正する形で**原子力規制委員会設置法**が成立し、NRAが創設されました⁴⁵。NRAは国家行政組織法3条に基づく「三条委員会」と位置づけられ、**高い独立性**を持つ合議制機関です⁴。委員会は委員長1名と委員4名の計5名で構成され、委員長・委員は原子力安全の知見を有する有識者から選ばれます。**任命は内閣総理大臣が行い、国会（衆参両院）の同意が必要**と法律で規定され⁶、任期は5年（再任可否については法で規定）です。このように国会同意人事とすることで政治的中立性を図り、委員は人格や経験面で厳格な資格要件が求められます⁶。さらに、委員が原子力事業者から利益供与を受けないよう**利益相反防止措置**（研究資金の受領制限等）や、NRA職員が退職後に事業者へ天下りしない**ノーリターンルール**も導入されました⁷（衆議院附帯決議）。

NRAには原子炉の設置許可・運転認可、検査・停止命令、規制基準の策定など広範な法的権限が付与されています⁸⁹。具体的には、原子炉等規制法や放射線障害防止法など関係諸法令の下で、発電用原子炉施設や核燃料施設の安全審査・検査、核物質防護、緊急時対応指針の策定、事故原因調査まで担います⁸¹⁰。福島事故後の制度改革では、原子炉等規制法や電気事業法など関連法令が一体的に改正され、原子力利用に関する**安全（Safety）・核防護（Security）・核不拡散（Safeguards）の「3S」**をNRAが一元的に所掌することになりました¹¹。また規制執行の現場機関として**原子力規制庁**がNRAの事務局機能を担い、専門検査官ら多数の技術職員が全国の原発サイトに配置されています。

厳格化された新規制基準と再稼働審査

NRA発足後、最初の大仕事が「**新規制基準**」の策定でした。2013年7月施行の新規制基準は、福島事故の「反省や国内外からの指摘」を踏まえ、それまでの安全基準の欠陥を是正するために策定されました¹²。旧来の基準では、大地震・津波など自然災害への備えや、重大事故（シビアアクシデント）対策が規制の対象外で十分な措置が講じられていない、また新基準を既存施設へ遡及適用する法的仕組みがなく古いプラントに最新基準を強制できない、といった問題が指摘されていました¹³。新規制基準ではこれらを解消し、**全ての既設原発に対し新たな耐震・防潮設備やフィルターベント設置など安全強化策をバックフィット（遡及適用）**して施すことを義務付けました。基準策定にあたっては米国のスリーマイル島事故後の対策や欧州諸国のストレステストの知見も取り入れ、「世界で最も厳しい水準」と評される基準となっています¹²。もっと

もNRA自身も「この基準を満たせば絶対安全という訳ではなく、更なる高みを継続的に追求する必要がある」と述べており¹⁴、安全確保に終わりはないとの姿勢を強調しています。

新規制基準に基づき、2013年以降すべての原発は**再稼働にはNRAの適合審査に合格することが条件**となりました。審査項目は耐震設計の見直し、津波・洪水対策、高経年化（老朽化）評価、テロ対策施設（特定重大事故等対処施設）の設置など多岐にわたり、審査プロセスは従前に比べ格段に厳格・長期化しました。事実、**2011年以降約2年ですべての原発が一旦停止し、新基準施行後に電力各社が巨額投資で安全対策工事を実施しNRA審査に申請しましたが、2025年初時点で「運転適合」審査に合格して実際に再稼働したのは延べ14基に留まります**¹⁵（審査合格自体は10基程度、以後追加合格あり）¹⁶。残る多数の原子炉は審査中あるいは廃炉決定に至り、震災前に54基あった商業炉はこの間に約20基以上が廃炉へと姿を消しました¹⁵¹⁶。このように**新基準適合性審査は極めて厳格**であり、各炉ごとに数年単位の審査期間を要しています。例えば関西電力高浜3・4号機は申請から合格まで約3年、東京電力柏崎刈羽6・7号機に至っては審査途中で重大なセキュリティ不備が発覚し（テロ対策設備の機能不全）、合格取消・再審査入りする事態となりました。NRAは再稼働の可否判断において、形式的な書類審査に留まらず現地検査や追加の要求を繰り返し、合格基準を満たさない場合は厳しく是正を求めています。その背景には、「**諸外国の例を参考に、審査・検査制度が形骸化しないよう厳格かつ実効的な確認を行う規制体系を構築せよ**」との国会附帯決議¹⁷があることも見逃せません。立法府自ら、安全審査が形だけのお墨付きになってはならないと戒めを与えているのです。

もっとも近年、エネルギー政策の変化に伴い**運転期間延長問題**が浮上しました。本来、原子炉の設計寿命について日本は「**40年原則・最長60年**」ルールを2012年法改正で導入していました¹⁸。しかし政府が脱炭素や電力安定供給の観点から60年超の延長を模索し始め、2022年以降NRAにも運転延長を可能にするルール改訂の動きが生じました¹⁹²⁰。これは「**規制当局が政策（推進）に沿った緩和策に傾くのでは**」との懸念を生み、NRAの中立性・独立性に対する不信を招きかねないと指摘されています²¹²²。実際、朝日新聞は「原子力規制委が本来の独立使命を忘れ、政府・業界の『原発回帰』路線に迎合するなら、その信頼性に大きな打撃となる。政治圧力で安全規制を緩めるような事態になれば、福島教訓が形骸化しかねない」と強い論調の社説を掲げました²²。NRA側は「延長判断は政策事項で規制当局の権限外」と主張しつつ、**30年超運転炉に10年毎の劣化検査を義務付け、基準を満たす限り運転継続を認める**という新制度案を打ち出しています²³。この案では追加の安全審査により現在より厳しく老朽炉をチェックするとしています²⁴、最終的に運転期間上限を撤廃する方向性そのものが「規制が推進と表裏一体になってしまう」との批判は根強く、NRAの今後の運用次第では監視制度の実効性が問われることになります。

住民との関係と透明性・説明責任

福島事故で原発立地地域の住民が被った被害と不信感は計り知れず、監視体制には**住民への説明責任と信頼醸成**も重要な課題です。法律上、原発の設置・再稼働に地域住民の「同意権」は明確に規定されていませんが、実務的には**地元自治体（県知事・市町村長）の同意が慣例上必要**とされています。そのため事業者と自治体との間で安全協定が結ばれ、再稼働時には事前了解を得る手続きが踏まれます。一方、NRAは規制当局としてあくまで科学的・技術的な審査を行う立場ですが、住民の不安解消や理解促進にも努めています。

具体的には、**NRA委員長や委員が直接地域を訪問して住民や自治体首長と意見交換を行う場**を設けています²⁵²⁶。例えば2024年度には、山中伸介委員長らが中国電力島根原発を視察し、島根県知事や地元自治体関係者と意見交換会を開催しました²⁷。また2025年1月には愛媛県で四国電力伊方原発の現場調査と、愛媛県知事・伊方町長らとの意見交換会が行われています²⁵。これらの場では、規制側から安全審査や検査結果について説明し、地元の疑問や要望に応答しています。さらに**地元自治体から要請があれば、NRA職員が地域住民向け説明会に赴いて審査状況を説明する取組**も行われています²⁸。例えば、新潟県の柏崎刈羽原発に関して、新規制基準適合審査の結果や今後の検査計画について、NRAが県や地元住民に直接説明を実施しました²⁸。このように、単に審査書を公表するだけでなく**対話型の説明努力**をすることで、住民とのコミュニケーションを図っています。

透明性の面でも、NRAは**委員会の会合を原則公開**し議事録や配布資料を公式サイトで公開しています。また**記者会見の定期開催**や、重大なトラブル発生時の速報公表など情報発信も重視しています。NRA設置法には「委員会運営の透明性確保」が謳われ、**重要な意思決定過程を公開する方針**が定められています²⁹。実際、NRAは公式YouTubeチャンネルで委員会の模様を配信したり、広報誌を発行したりと、専門的情報の平易な説明にも努めています。ただし、一般市民が政策決定に直接参画する仕組み（例えば公聴会での意見陳述や第三者委員会への市民代表参加など）は制度化されていません。規制ルール改正時のパブリックコメント募集や、住民訴訟による司法審査が間接的な参加手段となっています。

国際比較：各国の原発規制監視体制

では、日本の監視体制は国際的に見てどのような水準にあるのでしょうか。ここでは**米国、フランス、ドイツ、韓国**の例と、日本の現状を主要な比較軸で論じます。

1. 監督機関の制度設計と独立性

日本（NRA）：前述の通り、NRAは行政から独立した三条委員会であり、**原発推進を所管する経産省から切り離された監督組織**です²。委員は国会同意人事で任期中の罷免は法律上厳しく制限され、規制委員会自体が国家戦略より「安全確保」を最優先に職権行使するよう設計されています⁴³。福島事故を契機に「**推進と規制の分離**」が徹底され、旧体制下で問題だった業界との癒着防止策も講じられました。附帯決議で諸外国例に倣った強力な検査制度の構築が求められたことも、制度設計に影響を与えています¹⁷。もっとも委員の任命権者は政府（内閣）であり、与党が国会多数を占める状況では政権の意向が委員人事に反映され得る仕組みでもあります。実際、2014年には安倍政権が初代委員の一部を入替え、原子力業界から研究資金を受けていた学者を新委員に起用したため「独立性が揺らぐ」と報じられました³⁰³¹。このように**法律上の独立性担保と、政治的リアリティとの緊張関係**が常に存在しています。

米国：NRC（原子力規制委員会） – 世界で最も確立された原子力規制機関の一つが米国NRCです。1974年に原子力委員会(AEC)の改革で設立されて以来、一貫して**独立した連邦機関**として機能しています。NRCは5人の委員（うち1人が議長）から成り、**委員は大統領が任命し上院が承認、任期5年の輪番制**となっています³²。法的に同じ政党出身の委員は3人までと定められ、常に超党派構成となる点が特色です³³。この仕組みにより、政治的中立性と継続性が担保され、政権交代による規制方針の急変が起こりにくくなっています。「**5人の超党派コミッションとして設計され、外部からの影響を受けにくい**」と評されるとおり³⁴、NRCはエネルギー省（原発推進）や業界から独立した立場で規制を行います。NRCの職員数は約3000名にもおよび、各原発サイトごとに**常駐検査官**を置いて日々の運転状況を監視しています。また原子炉安全審査審議会(ACRS)という第三者技術委員会がNRC内に設置され、重要案件のダブルチェックを担う仕組みもあります。このように**組織・人事・運用の面で多重に独立性と専門性を確保**しているのが米国モデルです。

フランス：ASN（原子力安全庁） – フランスは官民挙げて原子力を推進してきた国ですが、その規制当局ASNは**2006年の「原子力の透明性・安全法」(TSN法)により独立行政委員会として設置**されました³⁵。ASNは**5人の委員からなる委員会**によって運営され、委員は大統領および議会議長らによって任命されます（任期6年、再任不可）。法は委員を「**身分保障（irremovable）**」付きの常勤職と定め、任期途中で政府が解任することはできません³⁶。このため政治権力からの干渉を受けにくく、実際フランスでは与党が変わってもASNの独立姿勢は維持されてきました。またASNは原子力産業を所管する経済・産業省から独立しており、環境省や保健省とも距離を保っています³⁷。組織的には、約1500名の職員と地方事務所を擁し、各原発での検査・許認可・違反是正命令まで包括的権限を持ちます。技術的支援機関(IRSN)と連携しつつも、最終決定権はASN委員会にあり、**制度面でも実質面でも高い独立性を維持**しています³⁶。

ドイツ：連邦・州の分権的監督 – ドイツの原子力規制は他国と様相が異なります。もともと各原発の許認可・検査は**連邦制の下で州政府の権限**とされ、連邦政府（環境・原子炉安全省=BMU）は各州の規制実務を監督し必要に応じて指示を出す立場でした³⁸。連邦環境省自体が原子力推進を目的としない省庁であり、特に近年は反原発を掲げる緑の党などから環境大臣が出て規制を厳しくする傾向もあったため、**政府内に推進派**

と規制（慎重派）が同居する独特の構図でした。ドイツにはNRAやNRCに相当する単一の独立規制委は存在せず、制度上は行政官庁（環境省・州当局）が規制を担う体制でした³⁸。もっとも環境省の下部にはリアクター安全委員会（RSK）という専門家委員会があり、技術的助言を与える第三者機関として機能していました³⁹。結果としてドイツは行政の内部に規制組織があるため法的独立性は相対的に低いものの、福島事故後ただちにメルケル政権が脱原発政策へ転換し、旧来の原発を計画的に全廃（2023年に最後の3基停止）したことから、安全規制よりも政治決定によるリスク排除が優先されたと言えます。この意味では、「独立した規制当局による厳格な監視」モデルとは異なるアプローチで安全を確保したのがドイツと言えるでしょう。現在は発電用原子炉が稼働していないため、規制の焦点は廃炉作業や放射性廃棄物の管理に移っています。なお放射性廃棄物の最終処分については2016年に連邦放射性廃棄物安全庁（BfE→BASE）という独立組織が新設され、処分地選定の透明性確保が図られています³⁹。

韓国：NSSC（原子力安全委員会） - 韓国は日本と同様、福島事故を機に規制体系を改革した国です。2011年、それまで科学技術省傘下にあった安全規制部門を格上げする形で**原子力安全委員会（NSSC）**が発足しました⁴⁰。NSSCは委員長1名と非常勤を含む数名の委員からなる合議制機関で、国務総理（首相）直属の「次元の異なる独立機関」と位置付けられています⁴¹。委員には学識者や弁護士などが任命され、政権から独立した判断を行うとされています。実際、IAEAの包括的評価ミッション（IRRS）は「韓国は独立した規制当局と成熟した規制システムによって高度の原子力安全水準を示している」と報告し⁴²、「2011年に独立機関となって以来、堅固な規制の枠組みを構築してきた」と韓国政府を評価しています⁴⁰。NSSCは約200名規模とNRAやNRCより小さいものの、傘下に専門の技術支持機関（KINS：韓国原子力安全技術院）を持ち、各原発サイトでの検査や安全審査を担っています。近年、韓国でも政権交代により原発政策が揺れ、現行の尹錫悦政権はNSSCを産業通商資源部（産業省）傘下に戻す案も模索しました。しかし内外の批判から**NSSCの独立維持は踏みとどまり**、代わりに組織の権限配分見直し（例えば原子力安全研究所新設など）が検討されています⁴³。総じて韓国の規制体制は、日本同様に推進部門と切り離された独立機関として再出発し、一連の原発部品データ偽装事件（2012年発覚）などを契機に検査・処罰機能を強化してきました。もっとも委員の人事や組織改編に政権意向が反映される余地があり、今後も政治的中立性の確保が課題と言えます。

2. 透明性と情報公開

日本： 透明性向上はNRA設立の柱の一つであり、委員会の議事は原則公開されています。ウェブサイトでは**会議資料・議事録・審査書類**を公開し、記者会見も定例で開いています²⁹。またNRAには情報公開請求に応じる法的義務もあり、市民やメディアが規制情報へアクセスしやすい環境が整っています。もっとも日本では**住民が直接参加できる「情報監視委員会」的な制度は無く**、透明性確保は主に「公開・説明」スタンスです。前述の通り地域説明会や意見交換で双方向対話にも取り組んでいますが、それもNRAの自主的対応で法定の仕組みではありません。

米国： NRCは透明性の点で最も開かれた規制官庁との評価があります。重要な政策会合はウェブ中継され、**ADAMS**と呼ばれる電子図書館で審査報告書や各種文書を誰でも閲覧できます。また規則改正時には必ず**Federal Register**（官報）で公開し一般からパブリックコメントを募集することが法律で義務付けられています。各原発の運転成績や違反事例も定期的に公開され、地域コミュニティ向けには**年次の公開説明会**（公開ヒアリング）も開催されます。さらに裁判に似た**公聴会制度**（Licensing Board Hearing）があり、重大な新規稼働やライセンス更新の際には市民団体や自治体が**利害関係者（intervenor）**として安全性異議を申し立てることが可能です。このように**市民がプロセスに関与し意見を述べる公式なチャンネル**が制度化されている点は、日本との差として指摘できます。

フランス： フランスは「**透明性**」（Transparence）を核とした法を制定しているほど、情報公開と市民関与に力を入れています。各原子力施設ごとに**CLI（現地情報委員会）**の設置が法律で義務付けられ⁴⁴、地元自治体議員・住民代表・環境団体・事業者などで構成されるCLIが定期的に集まり、原発の安全状況について協議・情報共有を行います。CLIは事業者やASNから報告を受け、必要に応じて独自の専門家に調査を依頼する権限も持ちます。また全国レベルでは**高等原子力安全透明性委員会（HCTISN）**が設けられ、国会議員、NGO、業界代表、自治体関係者等で組織されて**原子力政策全般の諮問**と情報公開促進を図っています⁴⁵。ASN自体も「透明性は主要な責務」と位置づけ、公式サイトや年次報告書、広報誌『Contrôle』で積極的な

情報発信をしています⁴⁶。さらに、フランス法では「誰もが公権力や事業者から核安全に関するあらゆる情報を得る権利を有する」と定められ⁴⁷、住民が情報請求できる範囲が広く保証されています。このように制度化された透明性・市民参加は日本より一歩進んでおり、日本の原子力市民団体も「フランスのCLI制度に学ぶべき」と提言しています。

ドイツ： ドイツは脱原発政策を巡る長年の社会的議論があり、透明性も高い水準にあります。各原発の運転期間延長（2000年代）や最終処分場選定では大規模な市民参加型プロセスが導入されました。例えばゴアレーベン処分場の是非を巡っては地域公聴会が繰り返され、また2011年福島事故後の方針転換時には政府が「倫理委員会」を組織して市民の声を吸い上げています。一方、規制当局レベルではRSK会合記録の公開や、環境省主催の技術フォーラム開催などがあります。各州も独自に環境NGOを交えた監視委員会を持つ場合があり、市民社会の監視が強い国と言えます。もっとも政策的に原発ゼロを決めた後は、稼働炉に関する安全情報公開よりも廃止措置計画の情報共有が中心となっています。

韓国： 韓国では近年まで透明性は限定的との指摘がありましたが、2013年の部品性能書類偽造事件で社会の信頼が揺らいだことから改善が図られました。NSSCはウェブサイトで会議結果を公表し、原子力安全情報公開センターを設置して重要情報を提供しています。また事故やトラブル発生時にはメディア向けブリーフィングを行うなど対応を強化しています。ただし市民参加の制度としては、NSSC傘下に一部NGO関係者を含む諮問委員会がある程度で、フランスほど体系立ってはいません。2017年には新規原発建設（シンコリ5・6号機）是非を市民陪審会で審議するという画期的試みも行われましたが、これは規制当局ではなく政府レベルの政策決定プロセスでした。総じて韓国も透明性は向上傾向にあるものの、市民参加の慣行は限定的で、今後の課題といえます。

3. 第三者性・市民参加の有無

制度設計上の第三者性とは、規制当局以外の独立した専門家や市民が監視プロセスに関与できるかということです。上述のようにフランスや米国では、規制当局とは別に独立した助言機関や公聴の場が用意され、市民・専門家が「第三者の眼」で規制を監視・補完しています⁴⁴。日本でもかつて原子力安全委員会（内閣府）が技術的助言を与える立場にありましたが、福島後に廃止され、現在はNRAに一元化されています。このため規制行政を外から点検する仕組みが手薄になったとの指摘があります。一応、NRAは内部に専門審査会を置き審議を行っていますが、委員会自体が意思決定者でもあるため真に独立したチェックとは言えません。他方、国会がNRAの活動を監視する仕組み（例えば国会報告や参考人招致）はあります。NRA委員長は毎年国会に活動報告書を提出し質疑を受けています。また裁判所による司法審査も、住民が提起した訴訟により規制行政の適否を判断する形で機能しています（例：大飯原発運転差止判決で規制基準の合理性が問われたケースなど）。しかしこれらは事後的・限定的であり、市民や第三者が制度設計段階から継続的に関与する欧米のような仕組みには至っていません。

市民参加の文化や仕組みにも各国差があります。米国では前述のように制度として公聴会参加が可能で、実際に市民団体が安全上の懸念を専門家証言とともにNRCにぶつける場面が見られます。フランスでも各地のCLIに市民（環境NGOなど）が入っており、地域レベルで参加が保証されています⁴⁴。ドイツは大衆運動が政策を動かした例（1970年代からの反原発運動→脱原発）が顕著ですが、規制プロセス自体への参加は限定的でした。ただし、処分場選定などでは法律で市民参加プロセスが組み込まれています。韓国は市民の原発不信が高まりつつある中、2019年に市民安全監視団を募集するなど模索が始まっていますが、まだ始まりの段階です。

4. 政治的中立性と規制の実効性

最後に**政治的中立性**です。日本のNRAは法律上「中立公正な立場で職権を行使する」と謳われ、政治から独立した判断をする建前ですが⁴⁸、実態は政府・与党のエネルギー政策と無関係ではられません。前述の運転延長問題はまさにその表れで、**政府方針に規制当局が歩調を合わせる形**となりました²¹。NRAが「寿命延長の是非は政策事項で規制の範囲外」と述べたことについて、識者からは「安全規制と政策推進を峻別するように見えて、実際には推進に沿った規制緩和ではないか」との批判が出ています⁴⁹。この点、米国NRCは

制度的に政権の影響を受けにくいものの、大統領任命の委員で構成される以上ゼロではなく、例えば原子力推進派の政権下では規制緩和的な動きが、逆の政権では強化的な動きがそれとなく見られます。ただ**NRCの場合、複数委員制と超党派構成により極端な方向転換は阻まれる構造**です³⁴。

フランスASNは行政から独立しているとはいえ政府（行政府）の一部であり、大統領の任命する委員が多数を占めます。しかし任期6年の保証と非再任制により、一度任命された委員は任期中は政治圧力を受けにくく、自らの信念で行動できる仕組みです³⁶。実際、2017年にASNがル・ボロー原子力庁長官の圧力に抗して一部原発炉心部品の問題で運転停止命令を出した例などがあり、これは「ASNの独立性の証左」と評価されています。またフランス議会もASN年次報告に対しヒアリングを行い、安全規制が形骸化していないかチェックしています。

ドイツの場合、政治そのものが脱原発へ大きく舵を切ったため、規制機関の中立性という問題設定自体が薄れました。むしろ環境省（規制当局）が積極的に安全上の懸念を訴え原発停止を主導した面もあります。政治と規制が同じ方向（停止・廃炉）を向いたために規制の実効性が損なわれることはなく、むしろ厳格化しました。ただし政治判断で一律停止したため、安全上は余裕をもって早期にリスクを排除した形です。このことから、「究極の安全策は動かさないこと」という極端な例とも言えます。

韓国NSSCは、朴槿恵→文在寅→尹錫悦と政権交代の度に原発政策が180度転換する中で板挟みとなっています。文在寅政権下では新規建設中止・運転縮小の政策に沿い、NSSCもしばしば保守派から「厳しすぎる」と批判されました。尹政権では逆に新增設推進に転じ、NSSCがその流れに沿うか中立を保つか注目されています。IAEAから高評価を得た独立性を維持しつつも、**政策変更**に**規制当局が振り回されないよう、中立性をどう守るか**が今後の焦点です。

おわりに：日本の監視体制は形骸化していないか

以上を踏まえると、日本の原子力発電所に対する行政・法的監視体制は、福島事故後に国際基準に照らして大幅に強化されました。制度設計面では米仏韓と並ぶ**独立規制機関モデル**を採用し、透明性や厳格な審査制度も導入されています。実効性の面でも、新規制基準下で多数の原発が長期間停止を余儀なくされ、安全向上対策が実施されてきたことは、**規制が実際に機能している証左**と言えます¹⁶。一方で近年の動向を見ると、エネルギー政策上の要請から規制ルールを緩めようとする圧力が高まっており、それに対するNRAの姿勢には厳しい目が向けられています²²。原子力規制委員会自身、「独立性が揺らげば社会からの信頼に甚大な打撃を与える」と自覚する必要があると論じられています²²。

国際比較では、フランスや米国のように市民参加や第三者チェックが制度化された例は日本にとって参考になります。日本でも原子力防災や廃炉措置の分野では地元住民を交えた協議会設置などが始まっていますが、平常時の安全監視についても**市民の声を反映する仕組み**を検討して良いでしょう。加えて、国会が規制委の活動を定期的に検証・評価する枠組みを強化することも有益です（例えば独立した専門家委員会による国会報告制度など）。

結論として、**現時点で日本の監視体制は形だけのものとは言えず**、むしろ福島事故前と比較すれば飛躍的に強化されています。しかしその信頼性を維持するには、政治的中立を貫き、透明で厳格な規制を今後も続けることが不可欠です。他国の先行事例に学びつつ、NRAと市民社会・国会・国際機関が連携して監視体制を不断に検証・改善していくことが求められています¹⁷²²。

<!-- 以下、出典リスト --> References:

- ・【1】 諸葛宗男・西脇由弘「原子力規制委員会設置法の概要－新しい原子力安全規制法制度とは」『日本原子力学会誌』54巻12号、2012年⁴⁵
- ・【3】 同上¹⁷

- 【6】 Reuters, "Independence of Japan's nuclear regulator questioned after shakeup" (June 10, 2014) 50 51
- 【15】 原子力規制委員会公式サイト「新規制基準」解説ページ (2016年更新) 12 13
- 【16】 World Nuclear Association, "Nuclear Power in Japan" (Feb 4, 2025 update) 16 15
- 【19】 原子力規制委員会「原子力規制委員会の取組」(令和6年年次報告) 25 28
- 【22】 衆議院附帯決議(2012年) 原子力規制委員会の中立公正・透明性に関する記述 48
- 【41】 IAEA提出フランス国家報告書 (Joint Convention 2012) 36
- 【42】 NRA国際課資料 “Nuclear Safety and Radiation Protection Supervision in France” (2012年) 44 45
- 【45】 朝日新聞社説 “NRA risks losing its reputation as neutral nuclear watchdog body” (Nov 5, 2022) 21 22
- 【47】 Nuclear Innovation Alliance, “The Urgency of NRC Reform” (2021) 34

1 3 4 5 11 17 jstage.jst.go.jp

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jaesjb/54/12/54_774/_pdf

2 30 31 50 51 Independence of Japan's nuclear regulator questioned after shakeup | Reuters

<https://www.reuters.com/article/markets/independence-of-japan-s-nuclear-regulator-questioned-after-shakeup-idUSL4N0OR16X/>

6 8 9 10 nra.go.jp

<https://www.nra.go.jp/data/000067231.pdf>

7 原子力規制委員会設置法 - 衆議院

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/18020120627047.htm

12 13 14 新規制基準 | 原子力規制委員会

<https://www.nra.go.jp/activity/regulation/tekigousei.html>

15 16 Nuclear Power in Japan - World Nuclear Association

<https://world-nuclear.org/information-library/country-profiles/countries-g-n/japan-nuclear-power>

18 19 20 21 22 23 24 49 EDITORIAL: NRA risks losing its reputation as neutral nuclear watchdog body | The Asahi Shimbun: Breaking News, Japan News and Analysis

<https://www.asahi.com/ajw/articles/14760452>

25 26 27 28 nra.go.jp

<https://www.nra.go.jp/data/000475533.pdf>

29 [PDF] 資料3 令和4年度原子力規制委員会年次報告

<https://www.nra.go.jp/data/000432719.pdf>

32 [PDF] An Independent Regulatory Agency

<https://www.nrc.gov/docs/ML2505/ML25051A120.pdf>

33 Trump fires former Biden chair from Nuclear Regulatory Commission

<https://www.politico.com/news/2025/06/16/trump-fires-democratic-nuclear-commissioner-00407577>

34 [PDF] The Urgency of NRC Reform - Nuclear Innovation Alliance

<https://nuclearinnovationalliance.org/sites/default/files/2025-03/The%20Urgency%20of%20NRC%20Reform%20%28Updated%20March%202025%29.pdf>

35 44 45 46 47 france

<https://www.nra.go.jp/data/000099633.pdf>

36 Microsoft Word - 111024 - France - 4th JC report.doc

<https://www.iaea.org/sites/default/files/france-jointconventionnationalreport2012.pdf>

37 Nuclear Power in France

<https://world-nuclear.org/information-library/country-profiles/countries-a-f/france>

38 39 Nuclear Power in Germany - World Nuclear Association

<https://world-nuclear.org/information-library/country-profiles/countries-g-n/germany>

40 41 42 IAEA Mission Reviews Republic of Korea's Regulatory Framework for Nuclear Safety | IAEA

<https://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/iaea-mission-reviews-republic-of-koreas-regulatory-framework-for-nuclear-safety>

43 South Korea: Regulator to Remain Independent But With Less Clout

<https://www.energyintel.com/0000017b-a7c5-de4c-a17b-e7c73ecd0000>

48 原子力規制委員会(原子力規制庁) - 電力土木技術協会

https://www.jepoc.or.jp/tecinfo/library.php?_w=Library&_x=detail&library_id=329